

「コムストックローン約款」【コムストックローン・E*トレード】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成 16 年 12 月 13 日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第 1 条、第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (担保)</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 評価対象担保とは、担保有価証券のうち評価の対象とするものとし、<u>国内の証券取引所に上場されている次の各号に掲げるもの</u>とします。<u>ただし、外国株券等の外国証券は除きます。</u></p> <p>(1) <u>株券</u></p> <p>(2) <u>協同組織金融機関の発行する優先出資証券</u></p> <p>(3) <u>投資証券</u></p> <p>(4) <u>投資信託の受益証券</u></p> <p>5 ~ 10 (略)</p> <p>第 4 条 ~ 第 16 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 12 月</p>	<p>第 1 条、第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (担保)</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 評価対象担保とは、担保有価証券のうち評価の対象とするものとし、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>とします。</p> <p>(1) <u>国内の証券取引所に上場されている、株券、協同組織金融機関の発行する優先出資証券、投資証券および投資信託の受益証券。ただし、外国株券等の外国証券は除くもの</u>とします。</p> <p>(2) <u>日本証券業協会に登録されている株券。</u></p> <p>5 ~ 10 (略)</p> <p>第 4 条 ~ 第 16 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 6 月</p>